

二戸労働基準監督署ニュース

1 全国安全週間が始まります！

令和4年度の全国安全週間は7月1日（金）から7月7日（木）まで（準備期間6月1日から6月30日まで）です。経営トップによる安全への所信表明や安全パトロールによる職場の総点検、標語の掲示等、安全週間の活動にご協力ください。

令和4年度スローガン「安全は 急がず 焦らず 怠らず」

2 STOP！熱中症クールワークキャンペーン期間が始まります！



STOP! 熱中症 令和4年5月～9月
クールワークキャンペーン
— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！

労働災害防止キャラクター **ペーイちゃん**

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



- ・新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策を両立しなければならない季節になってきました。屋外作業で十分な距離（2m程度）がある場合、ルールを明確にしたうえで、マスクを外すことも検討してください。
- ・また、マスクをしていると、のどの渇きを感じにくくなります。**のどが渇いたと感じなくても、こまめな水分・塩分補給を心がけましょう。**（スポーツドリンクなどナトリウムが含まれている飲料も効果的です）

＜5月～9月の取り組み事項＞

- ◆STEP 1 **WBGT値の把握**
JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。
- ◆STEP 2 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を図りましょう（右表 STEP 2 対策参照）。
- ◆STEP 3 熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう（右 STEP 3 確認事項参照）。

○ STEP 2 対策

<input type="checkbox"/>	WBGT値を下げるため設備、休憩所の設置	準備期間に検討した設備、休憩所の設置。 休憩所には氷、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置。 準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用。
<input type="checkbox"/>	通気性の良い服装等	WBGT値が高いときは 単独作業を控え、WBGT値に応じて作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫を！
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に体を慣らす 。特に、 入職後や夏季休暇明け の方は注意！
<input type="checkbox"/>	暑熱順化	のどが渇いていなくても 定期的 に水分・塩分をとる。
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	休憩時間にも体温を下げる工夫を。
<input type="checkbox"/>	プレクーリング	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④肝不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなるため、医師の意見を聞いて人事配置を行う。
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	前日はお酒を飲みすぎずよく休み、朝食を取る。熱中症の具体的な症状を理解する。
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	作業員同士お互いの健康状態をよく確認する。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配る。
<input type="checkbox"/>	作業中の作業者の健康状態の確認	

○ STEP 3 確認事項

- ①WBGT値の低減対策は実施されているか、②WBGT値に応じた作業計画となっているか、③各作業者の体調や暑熱順化の状況に問題はないか、④各作業者は水分や塩分をきちんと取っているか、⑤作業の中止や中断をさせなくてよいか、⑥**異常時の措置（少しでも異常を感じたら：一旦作業を離れ休憩、病院へ運ぶが救急車を呼ぶ。一人きりにしない）**



新型コロナウイルス感染症に関する情報：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

熱中症に関する詳しい情報：<https://www.wbgt.env.go.jp/>



3 令和4年1月～4月の休業4日以上 の労働災害発生状況（速報値）

	製造業	建設業	道路貨物 運送業	林業	小売業	社会福祉 施設	全産業 合計 (左記以外の業 種含む)
1月	5	4	3	1	0	1	19
2月	3	2	1	0	2	0	9
3月	1	6	0	1	1	0	12
4月	1	1	0	1	1	0	5
合計	10	13	4	3	4	1	45
前年同期	14	12	6	1	2	4	48
増減率(%)	▲28.6	▲8.3	▲33.3	▲200	▲100	▲75	▲6.3

- ・全産業は前年とほぼ同水準、業種別で見ると特に林業、小売業の増加がみられます。
- ・作業手順を守っていない、必要な保護具を着用していないなど、**当たり前の事項ができていれば防げた**災害も見受けられます。職場での再点検をお願いします。

4 **死亡災害発生！！！！**（令和4年当署管内の死亡者は2人目）

- ・5月に入り、林業において1人の方が亡くなる痛ましい災害が発生しました。
- ・原因は調査中ですが、チェーンソーを使用した伐木作業については、業種に関わらず**令和元年に規制が強化**されていますので、再確認をお願いします。
規制の詳細は↓

厚生労働省ホームページ

(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)

伐木作業等の労働災害防止



今回の改正の主な内容

- チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。
(安衛則、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号、以下「特別教育規程」という。）の改正)
- 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。
(安衛則の改正)
 - 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。
 - 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。
 - 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。
 - 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。
- その他の改正を行います。

5 令和4年度の労働保険の年度更新が始まります

- ・令和4年度の労働保険の年度更新期間は**6月1日（水）～7月11日（月）**です。
- ・電子申請は24時間いつでも申請が可能ですので、ぜひご利用ください。
- ・詳しくは労働保険の電子申請に関する特設サイトをご確認ください。

総務の業務改善に、10万馬力の右腕を。

労働保険は電子申請

令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されました。労働保険料の納付は、口座振替納付・電子納付が便利です。

無料で取得可能なGビズIDで電子申請が可能に！※詳しくは裏面

🔍 労働保険 電子申請

